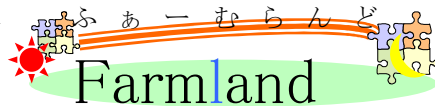




会報



第45号

平成31年1月

平成31年度は事業制度が変更されます！

多面的機能支払交付金となった平成26年度から5年を経過したため、国は事業制度の見直しを行いました。活動組織への詳細な説明は順次開催となりますが、概要につきましては、次のとおりとなります。

1. 資源向上支払（共同活動、長寿命化）で変更点があります。
 - ① **多面的機能の増進を図る活動は選択制**で、加算措置となります。但し、現在取組んでいる組織は、新たな活動計画で取組数の増が必要（2つ以上となること）です。また、新たに取組む場合は、2つ以上取組むことが必要です。
 - ② **農村協働力の深化に向けた活動（新設）**は、加算措置となります。但し、非農家の占める割合が4割以上であり、構成員の8割以上が実践活動に参加することが必要です。
2. **広域化した活動組織への支援**が以下のとおりとなります。

3集落以上または50ha以上で交付金が4万円/年・組織、200ha以上で交付金が8万円/年・組織、1,000ha以上で交付金が16万円/年・組織となります。

また、平成30年度で認定期間終了となる活動組織は、以下について注意して下さい。

- ① 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）の活動をこれまで実施していたが、平成31年度から農地維持支払のみに取組むこととした。

→ 資源向上支払（共同活動）の残金については、平成31年度の農地維持支払に合わせて使用することができます。但し、今後の用途が不明、残金が多額の場合であれば、返還して頂くことになります。
- ② 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命化）の活動をこれまで実施していたが、平成31年度から農地維持支払のみに取組むこととした。

→ **資源向上支払（長寿命化）の残金は、すべて返還して頂くことになります。**

平成30年度多面的機能支払 中国四国シンポジウム開催迫る

1. 開催日時 平成31年1月31日（木） 14:00～
2. 開催場所 「米子コンベンションセンター BIG SHIP」
3. 基調講演

「秋津地域の決断！多面的が支えた地域の絆」
熊本市秋津地域農地・水・環境保管理協定
4. 活動組織事例発表

＜中国四国農政局長表彰活動組織 最優秀賞受賞組織＞
田布施町地域広域協定（山口県田布施町）
＜鳥取県内の活動組織＞
東伯水土里保全会（鳥取県琴浦町）
5. その他（業者展示）

水路の目地補修に関する資材、防草シートの展示等

まだ、参加者を募集しています。市町村を通じて申し込みをお願いします。

平成 30 年度多面的機能支払交付金事例研究会に参加して

門田地区農地・水・環境保全会 代表 岡本隆夫

県協議会の参加案内で、事例研究会に参加しました。

この研究会は、全国の活動組織が活動事例を共有し、今後の活動のヒントにつなげるとともに、活動組織間のネットワークを形成する目的で開催されるものです。今年度から東京を離れて地方開催されることになり、滋賀県野洲市(野洲文化ホール)で開催されました。

全国から800名もの多くの参加があり、鳥取県からは12名の参加がありました。

開会挨拶後の基調講演では、農林水産省農村振興局多面的機能支払推進室長から「交付金を巡る情勢」について講演があり、平成30年度が交付金見直しの年にあたること、平成30年度に終期を迎える組織が18,000組織あり活動継続のために広域化を推進していること、事務処理の負担軽減のため支援システムを検討していることなどの説明がありました。

事例発表のテーマは、①生態系の保全、②多様な団体の参加による活動継続の工夫、③事務負担軽減に向けたシステム化の推進で、4団体から事例発表がありました。

どの活動組織も、地域の諸団体を巻き込んだり、NPO法人等と連携するなど、地域の特性を活かした多様な活動をされていましたが、活動継続に対する悩みもあるようでした。

福井県推進協議会から説明のあった事務負担軽減システムは、活動の継続と新規拡大のために開発されたもので、報告書類の不具合を解消し、操作性も簡単なシステムで、興味をそそられました。他県への利用も検討したいとのことでした。



その後、発表者と参加者との意見交換会があり、各組織の今後の活動方針・展開方向や制度見直しの検討状況等について、熱心に意見交換がなされました。制度見直しについては、大幅な内容変更はないが、国にはお金がないため、制度は法制化されたものの第三者に理解される必要があり、予算確保に努力していると国から説明がありました。

事例研究会に参加して、いろいろな活動を知ることができ、今後の活動の参考になりました。また「頑張りすぎると続かない」との発言もあり、あまり無理をしないで、次世代に負担にならないように活動することも大切だと感じました。



活動組織からのQ & A

Q. 認定期間終了組織です。来年度から新たに5年間継続できるかどうか役員で不安を感じています。相談にのっていただくことは可能でしょうか？

A. 来年度の制度も見えてきましたので、支援員を訪ねて頂くか、ご要望があれば支援員が訪問させていただきます。

	問 合 先	支援員	電話番号
東 部	水土里ネットとっとり(協議会事務局)	小林 孝規	0857-38-9500
中 部	水土里ネットとっとり倉吉事務所	森木 理典	0858-47-0055
西 部	水土里ネットとっとり米子事務所	種田 順治	0859-32-9710